

日本学生支援機構「緊急特別無利子貸与型奨学金」について

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受け、アルバイト収入等が大幅に減少し、学生生活に甚大な影響が出ている学生が安心して学業を継続できるよう、国の緊急支援として、日本学生支援機構の第二種奨学金を令和4年3月までの一定期間のみ無利子で借りることができる「緊急特別無利子貸与型奨学金」の事業が実施されます。

※スケジュールに余裕がないため、書類不備は推薦できないことがあります。締切に関わらずお早めにご提出ください。

1. 「緊急特別無利子貸与型奨学金」の概要

- ・卒業後に返還が必要な奨学金。(給付型ではありません)
- ・日本学生支援機構第二種奨学金(有利子)を無利子(0%)で借りることができます(利子は国が補填)。
- ・貸与期間は2021年4月以降のアルバイト収入が大幅に減少した月以降～2022年3月までです。
※採用された場合の振込開始は2021年8月10日です。
- ・月額貸与金額は2万～12万円(1万円単位で選択ができます)

制度の詳細は日本学生支援機構のページをご覧ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/seido/type/kinkyumurishi.html>

2. 申請要件

以下(1)～(5)のすべての要件を満たしていること

- (1)第二種奨学金の基準(人物・学力・家計)を満たしていること。
- (2)推薦時において、第二種奨学金の申請中・貸与中でないこと。
- (3)家庭から多額の仕送りを受けていないこと(仕送り額が学費も含め年間150万円以上ではないこと)。
- (4)生活費・学費に占めるアルバイト収入の占める割合が高いこと。
- (5)学生本人のアルバイト収入について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大幅に減少したこと。
(「緊急事態宣言」「まん延防止等重点措置」の実施区域となったこと等により、令和3年度において新型コロナウイルス感染症拡大の影響でアルバイト収入が50%以上減少した、予定していたアルバイトにつけず見込んでいた収入が得られなくなったことがわかる書類の提出が必要。)

- * 2021年度、成績不振により留級中の方、修業年限を超えて在籍している方は対象外です。
- * 日本国籍、永住・特別永住者、定住者が対象となります(留学生は対象外です)。
- * 2022年3月で貸与終了となります。4月以降も第二種奨学金の貸与(利子有)を希望する場合は、2022年4月に新規で申請が必要です。4月に、成績不振により留級となった場合は、新規申請ができません。

3. 申請方法:6月3日17時まで申請書類請求フォームから申し込んだ方に申請書類を送ります。

<https://forms.gle/z98QWNtyjYZ2HvZK6>

1. 申請書類を用意する	必要事項を記入し、必要な添付書類と一緒に、提出してください。
--------------	--------------------------------

2. 申請書類を郵送にて提出	<p>(1) 提出方法 郵送での受付(レターパックライトや簡易書留など、配達状況を追跡できるもので郵送してください)</p> <p>(2) 提出先 キャンパスごとに郵送先が異なります。</p> <p>【市ヶ谷】〒102-8160 東京都千代田区富士見 2-17-1 法政大学 学生センター厚生課 院係 宛</p> <p>【多摩】〒194-0298 東京都町田市相原町 4342 法政大学 学生センター多摩学生生活課 奨学金担当 院係 宛</p> <p>【小金井】〒184-8584 東京都小金井市梶野町 3-7-2 法政大学 学生センター小金井学生生活課 奨学金担当 院係 宛</p> <p>(3) 提出期限 6月10日(木)消印有効</p>
----------------	---

4. 申請書提出後の流れ

- ①ID パスワードがメールで届き次第 3 日以内にスカラネットの入力(入力に必要な ID パスワードは申請書類提出後、大学よりメールでお知らせ)
- ②推薦・選考
- ③8月上旬:採否結果(法政大学 Gmail アドレス宛にメールで連絡)
- ④2021年8月10日初回振込(貸与開始月から8月分までまとめて振り込まれる)
- ⑤マイナンバーや返還誓約書等提出

5. その他 第二種奨学金の貸与利率について(参考)

現在は、低金利(2021年3月貸与終了者の利息は固定金利で0.268%)です。詳細は機構 HP をご覧ください。なお、3月貸与終了時点での利率はその時点にならないと確定しません。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/seido/riritsu/riritsu_19ikou.html#r02

【Q&A】

Q どのような学生が対象になりますか？

A 家庭から自立し、主にアルバイト収入により学費等を賄っている学生で、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、学費等の支払いが困難となる者。また、世帯の目安収入は4人世帯・給与所得者・私立大学・自宅外の場合、約 1,200 万円となります。

Q 自宅生は対象外ですか？

A 自宅生でも、学費を自分で納めているなど、自立している場合は対象になります。

以上